

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第39号 発行日：平成30年7月6日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

全国公害被害者総行動 開催！

平成30年6月6日・7日、第43回公害被害者総行動が東京にて開催され、全国から公害被害者、弁護団、支援者など約2000人が参加しました。デモ行進の後、環境省をはじめとする各省庁への要求を行うとともに、ノーモア・ミナマタ原告団・弁護団はチッソへの交渉申し入れを行いました。今回、初めて参加した石黒大貴弁護士からの報告と感想です。

—初めての総行動、被害を訴えることはできましたか？

「2018年6月7日、早朝。私は東京・大手町にあるチッソ本社前でマイクを握っていました。水俣病公式確認から62年の歳月を経ても尚救済されない全ての水俣病被害者の救済を訴えるためです。原告の皆様には、ひとりひとり被害の訴えをしていただきました。」

—2日間を振り返ってどうでしたか？

「初めての公害被害者総行動は、大変重みのあるスケジュールでしたが、あっというまの2日間でもありました。環境大臣交渉、環境省特殊疾病対策室交渉では、行政の無機質な回答に落胆し、総決起集会では、森正直原告団長のお話を目頭が熱くなりました。国会議員の要請活動では、私は秘書の方としかお会いすることはできませんでしたが、来年こそはと息巻いております。」

—環境省特殊疾病対策室交渉においては、原告さんが自ら服を脱いで、感覚障害のために転んでできた内出血を環境省の担当者に見せる場面もありました。他に何か印象に残っていることはありますか？

「チッソ本社前の早朝街宣の際、1人の女性ที่くるりと私たちの方を向き「頑張れ」のポーズをしてビルに入っていました。他企業も入っているビルですので、どちらの社員の方かはわかりませんが、しっかりと最後まで頑張り抜くことをお誓いします。」

—ありがとうございました。原告団・弁護団一丸となって勝訴判決を勝ち取りましょう！



被害を訴える原告（右は石黒弁護士） photo by ayanosonoda

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

東京訴訟第17回弁論期日は延期になりました



【写真】東京訴訟・門前集会の様子

ノーモア・ミナマタ東京訴訟は、6月1日に第17回弁論期日が予定されていましたが、裁判官の忌避問題があり延期されました。

原告や弁護士、支援者は裁判所で門前集会を開きました。尾崎俊之弁護士団長が「鈴木正紀裁判長らに対して忌避し、現在も特別抗告事件が最高裁で係争中であること」などこれまでの経過を報告しました。

前畑勝治副団長は「第5陣だけ切り離されると言うのは公正に裁判を受ける権利を奪われていると言

わざるを得ない。もう少し原告の声に耳を傾けしっかり向き合うべき」と訴えました。次回弁論は9月19日の予定です。

近畿訴訟第13回弁論が開かれました！

平成30年6月15日午後2時から、大阪地方裁判所で、近畿訴訟第13回口頭弁論期日が行われました。今回の裁判では、10陣（4名）の提訴があり、代表して宮野河内出身の松本暁さんが意見陳述をしました。

また、原告側が根拠とする津田教授の意見書をふまえて、疫学についての主張をしました（「準備書面20（疫学）」）。

さらに、被告らが根拠とする濱田医師の意見書について、客観性に欠ける意見であることを批判した上で、原告らの共通診断書は信用できるものであることなどを主張しました。次回弁論は9月21日です。次回以降、各原告の方それぞれの事情を踏まえた審理になっていくと思われます。



【写真】近畿訴訟・報告集会の様子

【今後の予定】

- 7月20日 14:00～熊本訴訟第25回弁論
- 8月25日～26日 ミナマタ現地調査 in 長島
- 9月19日 15:00～東京訴訟第17回弁論
- 9月21日 14:00～近畿訴訟第14回弁論
- 10月26日 14:00～熊本訴訟第26回弁論

♪とある弁護団員のヒトリゴト♪

追い詰められると「寝ている間に小人が出て来て、仕事（昔は宿題だった）を片付けといてくれないかなあ」などと思います。でも小人はいないしパッと物事が解決する方法もない。地道にコツコツ頑張るしかありません。私たちも勝訴判決に向けて今が頑張りどころです。（池田）

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5階

熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378 H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索